

令和2年6月19日

東小学校の保護者の皆様へ

貝塚市教育委員会
貝塚市学校給食会
貝塚市立東小学校

小学校給食費の徴収について（改訂版）

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の学校教育にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年3月より小学校が臨時休業となり、以降何度か学校再開が延期となる状況が続きましたが、学校からの連絡に対し柔軟にご対応いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

5月25日付で給食費の徴収についてお知らせいたしました。その後、今年度の徴収について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせさせていただきます。

なお、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

記

【令和2年度の給食費の徴収について】

- 1 給食の中止期間（令和2年4月分から5月分まで）は、給食費の保護者負担はありません。
- 2 4、5月の学校臨時休業による給食回数減と夏季休業期間が短縮されることによる給食回数増を考慮すると、今年度の給食回数は例年より18回（約1カ月分）少なくなる見込みのため、徴収月を1カ月分減らし、以下のとおりとします。

【例年の徴収月】 4月から翌年3月まで（8月は除く）の11カ月間

↓

【令和2年度の徴収月】 5月と7月から翌年3月まで（8月分徴収）の10カ月間

- ※ 今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため再度臨時休業となった場合、その期間等に応じ、給食費は調整する予定です。

貝塚市教育委員会教育総務課
電話 433-7106